

2018年3月16日
株式会社みずほ銀行

当行元行員の起訴について

当行に勤務していた元行員が所得税法違反ならびに窃盗の容疑で、本日、東京地方検察庁により起訴されました。

当行といたしましては、元行員が起訴されたことを大変重く受け止めるとともに、お客さま、株主の皆さま、社会の皆さまに大変ご心配をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、昨年9月の不正発覚後、東京国税局の税務調査に協力するとともに速やかに行内調査を実施し、その後も事態の全容解明に向け、東京地方検察庁の捜査に全面的に協力してまいりました。

なお、当該行員につきましては、昨年11月に解雇し、捜査当局と相談を重ねた結果、3月に刑事告訴しております。

本件を厳粛に受け止め、再びこのような事態をまねかないよう、内部管理態勢の強化策を講じており、日頃の行員教育を改めて徹底するなど、再発防止に全行をあげて取り組んでまいります。

以 上